

定款

Trailhead Global Holdings 株式会社

1997年	3月 3日	改訂
2002年	6月25日	改訂
2003年	6月27日	改訂
2004年	6月24日	改訂
2005年	6月29日	改訂
2006年	6月27日	改訂
2007年	6月28日	改訂
2009年	6月25日	改訂
2011年	6月29日	改訂
2013年	10月1日	改訂
2014年	6月26日	改訂
2015年	6月25日	改訂
2016年	6月28日	改訂
2017年	6月28日	改訂
2018年	6月27日	改訂
2020年	9月 7日	改訂
2021年	6月25日	改訂
2022年	6月28日	改訂
2024年	10月 1日	改訂
2025年	12月19日	改訂
2026年	6月26日	改訂

Trailhead Global Holdings 株式会社定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当会社は、Trailhead Global Holdings 株式会社と称し、英文では、Trailhead Global Holdings, Inc. と表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の各号に掲げる事業を営むこと並びに持株会社として、次の各号に掲げる事業その他各種事業を行う会社（外国会社を含む。）の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動の支配、経営管理及びこれに付帯関連する一切の業務を行うことを目的とする。

- 1 飲食店の経営
- 2 食品の製造、加工及び販売
- 3 飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業務
- 4 厨房機器・用品の設計、施工、販売、リース業
- 5 厨房用機器のメンテナンス工事業
- 6 食料品、加工食品の卸売及び小売業並びに輸出入業
- 7 穀類（米・麦等）、雑穀（ゴマ・大豆・コーヒード豆等）、穀物を原料とする加工食品の製造販売
- 8 農林畜産水産物の卸売及び小売業
- 9 調味料（ドレッシング類）の製造販売
- 10 酒類販売
- 11 インターネットを利用した通信販売業
- 12 不動産の売買・賃貸・斡旋・仲介及び管理運営
- 13 店舗リース・店舗企画・店舗設計並びに店舗施工
- 14 国及び地方自治体から委託された公共施設の管理運営受託業務
- 15 公衆浴場の経営
- 16 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (本店所在地)

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、121,460,000株とする。

第7条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

第9条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第10条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び株主権の行使の手続等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第11条 (招集)

定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必

要がある場合にはいつでも招集することができる。

第12条 （定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条 （招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第16条 （議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第17条 （電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第18条 （員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第19条 （選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

5 監査等委員である取締役以外の取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

6 監査等委員である取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第20条 （任期）

監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

5 増員により選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、他の監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。

第21条 （代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から定めることができる。

第22条 （業務執行）

取締役社長は当会社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長及び専務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

第23条 （取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

第25条 （取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条 （相談役、顧問）

取締役会の決議により、相談役又は顧問を置くことができる。

第27条 （取締役会規程）

取締役会に関しては法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条 （報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。

第29条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第30条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第31条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第32条（権限）

監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。

第33条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。

第34条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関しては法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第35条（選任方法）

当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

第36条 （任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 当会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第37条 （報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。

第38条 （会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

第39条 （事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第40条 （剰余金の配当の基準日）

当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第41条 （中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

第42条 （配当金の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付けない。

第43条 （法令の準拠）

本定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

（附則）

第1条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、第32回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条

前条及び本条は、2036年6月末日をもって削除する。

以上